

(単位:円)

計画番号	実施計画事業	予算事業	事業概要(実施計画時点) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業費	特定財源				臨時交付金 充当額	一般財源	対象外経費	施策の効果	所管課
					国庫支出金	県支出金	寄附金	その他					
2	定額減税調整給付金及び低所得世帯支援給付金支給事業	住民税非課税世帯支援給付金支給事業 住民税均等割のみ課税世帯支援給付金支給事業 子育て世帯(住民税非課税世帯)支援給付金支給事業 定額減税調整給付金支給事業 電算管理事業	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5,R6の累計給付金額 令和5年度均等割のみ課税世帯 1,329世帯×100千円、 令和6年度非課税化世帯 1,635世帯×100千円、 令和6年度均等割のみ課税化世帯 666世帯×100千円、 子ども加算 1,469人×50千円、 定額減税を補足する給付の対象者 37,299人(864,950千円) のうちR6計画分 事務費 85,200千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 使用料及び賃借料 として支出] ④低所得世帯等の給付対象世帯数(3,630世帯) 定額減税を補足する給付の対象者数(37,299人)	1,168,413,831	0	0	0	0	1,168,413,831	0	0	「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を踏まえ、新たな住民税非課税世帯、新たな住民税均等割のみ課税世帯、新たな住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯の子育て世帯に対し、給付金を支給するとともに、定額減税をしきれないと見込まれる方へ差額分を支給したことで、速やかに生活・暮らしの支援をすることができました。	生活援護課 デジタル推進課
7	住民税非課税世帯支援給付金(追加分)支給事業 子育て世帯(住民税非課税世帯)支援給付金(追加分)支給事業	住民税非課税世帯支援給付金(追加分)支給事業 子育て世帯(住民税非課税世帯)支援給付金(追加分)支給事業	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R6の累計給付金額 令和6年度住民税均等割非課税世帯 13,000世帯×30千円、 子ども加算 1,400人×20千円のうちR6計画分 事務費 34,700千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 使用料及び賃借料 として支出] ④低所得世帯等の給付対象世帯数(13,000世帯)	346,581,133	0	0	0	0	346,581,133	0	0	「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえ、住民税非課税世帯及び住民税非課税世帯の子育て世帯に対し、給付金を支給したことで、速やかに生活・暮らしの支援をすることができました。	生活援護課
11	障害者施設等光熱費等高騰対策支援金	障害者施設等運営支援事業	①運営経費の増加が見込まれる事業者の負担の激変緩和措置として、埼玉県が実施する予定の物価高騰対策支援事業のうち、支援対象にならない障害福祉サービス提供事業者等に対して、光熱費等の高騰に係る経費の補助事業を実施する。 ②原油価格の高騰に伴い増加した施設の運営経費、委託費(一部、食材料費) ③相談支援事業所10(50千円×10=500千円)、 地域活動支援センター2(60千円×2=120千円)、 生活ホーム1(60千円) 車両を使用する障害福祉関係サービス事業所3(50千円×3=150千円)、 配食サービス事業所3(1食あたり100円×2,571食=258千円) ④相談支援事業所…10事業所 地域活動支援センター…2事業所 生活ホーム…1事業所 車両を使用する障害福祉関係サービス…3事業者 配食サービス事業所…3事業所 計19事業者	987,100	0	0	0	0	924,648	62,452	0	県の補助対象とならない市指定の事業所及び燃料費等の負担が大きい車両を使った障害福祉関係サービスを提供している市内の事業所に対し、障害者施設等光熱費等高騰対策支援金を支給したことで、市民に対する継続した障害福祉サービスの提供をすることができました。	障害福祉課
12	高齢者福祉サービス提供事業者等光熱費等高騰対策支援事業	高齢者自立生活支援事業	①運営経費の増加が見込まれる事業者の負担の激変緩和措置として、埼玉県が実施する予定の物価高騰対策支援事業のうち、支援対象にならない高齢者福祉サービス提供事業者等に対して、光熱費等の高騰に係る経費の補助事業を実施する。 ②委託費(一部、食材料費や指定管理料) ③62事業所 総額9,587千円 ④対象事業所及び支給額 1配食サービス事業所:58,095食×100円=5,810千円 2移送サービス事業所:50千円×24事業者=1,200千円 3訪問理美容事業所:1千円×21事業者=2,100千円 4寝具乾燥事業所:1事業所あたり50千円×1事業所=50千円 5地域包括支援センター:20.8千円×6事業者=124.8千円 6特別養護老人ホーム朝光苑:定員1人あたり12.8千円×定員75人=960千円 7朝光苑短期入所生活介護:定員1人あたり12.8千円×定員14人=179.2千円 8朝光苑デイサービスセンター:1事業所あたり192千円×1事業所=192千円 9朝光苑居宅介護支援センター:1事業所あたり20.8千円×1事業所=20.8千円 計62事業者9,587千円	9,586,300	0	0	0	0	8,979,789	606,511	0	運営経費の増加が見込まれる事業者の負担の激変緩和措置として高齢者福祉サービス提供事業者等に対し、光熱費等の高騰に係る経費の補助事業を実施することで、高齢者福祉サービス提供事業者等を支援することができました。	長寿はつらつ課
13	低所得のひとり親家庭等(課税世帯)生活支援特別給付金支給事業	低所得のひとり親家庭等(課税世帯)生活支援特別給付金支給事業	①非課税世帯ではない、物価高騰の影響を受けているひとり親家庭の子育て世帯に対する生活支援のため ②生活支援特別給付金 ③需用費 1千円(消耗品費) 役務費 51千円(郵便料・口座振替等手数料) 委託料 1,458千円(電算処理業務委託料) 交付金 8,000千円(ひとり親家庭(課税世帯)生活支援特別給付金) ※児童一人あたり 2万円、275世帯、400人想定 ④・令和7年1月1日時点の児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費の受給者(課税世帯) ・令和7年3月末までに、新規・転入等で児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費の申請があり支給相当となった受給者(※新規受給者については、課税・非課税を問わない。転入については、課税世帯のみを対象とする)	9,266,864	0	0	0	0	8,680,563	586,301	0	非課税世帯ではない、物価高騰の影響を受けているひとり親家庭の子育て世帯に対し、給付金を支給することで、低所得のひとり親家庭の生活支援をすることができました。	子ども未来課
合計				1,534,835,228	0	0	0	0	1,533,579,964	1,255,264	0		